

A0503-01	警報(アラーム)を軽視するな		
本文	アラームが鳴ったならば、放置せず必ず対象機器、内容、原因を調べ適切な対応をとること		
リスクの種類	プロセスアプセット 災害事故	目次:章節	
理由	警報(アラーム)はプロセス条件(温度、圧力、液レベル、流量など)が管理限界からはずれたり、ガスの漏えいなど、機器、設備の異常を知らせる安全装置であり、また、重要機器の誤操作防止対策としても設置される。アラームを無視あるいは軽視した結果トラブルを起こした例は多い。		
方策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) アラームが設置されている設備とそのアラームが何故必要か考え、アラームに慣れて放置したり切ったりしない。</li> <li>2) アラームが鳴ったならば、プロセス条件の変動によるものか、ガスの漏えいなどの保安上重要な異常かを確認し、適切な対応をとる。</li> <li>3) アラームが頻繁に鳴るようであれば原因がプロセスなのか、計器なのか、警報設備自体の誤作動なのか直ちに調べる。</li> <li>4) アラーム音は音量、音質、連続・断続などで、光は色彩、光量、連続・断続などで警報内容の軽重、緊急度に対応させ区分する。</li> </ol>		
事故例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) (2005年3月 BP Texas City) 異性化プラントのスプリッター塔底部の液面上限警報(ディスプレイサー測定範囲の72%および78%)が2回吹鳴したにもかかわらず10時間以上対処しなかった。このため塔に充満した液がブローダウンドラムのベントスタックから溢れ蒸気雲となり拡散、引火し大爆発を起こした。(死者15名 負傷者180名)</li> <li>2) (1994年7月 川崎市 精油所) タンクローリーのオーバーフロー防止装置が作動し警報が出たが、運転手も計器室担当者も、原因の確認をせずに誤作動と判断した警報をリセットし、積み込みを続行した。このためローディングアームシール部とタンクマンホールの隙間からガソリンが噴出し、運転手は負傷した。</li> </ol>		
法的参考事項	可燃性ガスのガス漏えい検知警報設備の場合、高圧ガス保安法・一般則第6条第1項31号の例示基準に、「警報を発した後は、原則として、雰囲気中のガス濃度が変化しても警報を発信し続けるものとし、その確認または対策を講ずることにより警報が停止するものであること」、「警報は、ランプの点灯又は点滅と同時に警報を発するものであること」、などの規定がある。		
備考	1)の事故は、アラーム無視以外にも様々な要因があり、安全文化貧困の典型的な例とされている。(必要なことが解っていながら改造を怠ったのが主原因ではあるが、警報時適切な対応をしていれば事故に至らずに済んだはずのものであった)		